

令和7年12月10日

令和7年第3回神奈川県議会定例会

文教常任委員会報告資料

教育委員会

目 次

ページ

I	県教育委員会における障害者雇用の拡大に向けた取組について	1
II	神奈川県立学校の教員の業務量管理・健康確保措置実施計画（仮称）素案について	2
III	公立中学校における部活動の地域移行について	4
IV	令和6年度 神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査結果について	6

I 県教育委員会における障害者雇用の拡大に向けた取組について

1 教育委員会における障害者雇用率の状況

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく、令和7年6月1日現在の障害者雇用率は、2.42%となり、法定雇用率2.70%を下回った。

法定雇用率	算定基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率
2.70% (2.70%)	27,973.5人 (24,742.0人)	677.0人 (653.5人)	2.42% (2.64%)

() 内は、令和6年6月1日現在の数値

2 障害者雇用の拡大に向けた取組について

障害者雇用の更なる推進を図るため、本庁東庁舎にあるサポートオフィスを横浜西合同庁舎に移転するとともに、集約型オフィス等を設置することで、民間企業等への就職を目指す障害のある人を対象に、就労経験の機会を提供するチャレンジ雇用の拡大を進める。

(1) 集約型オフィスの設置

ア 場 所 横浜西合同庁舎3階、5階（横浜市西区岡野2-12-20）
イ 想定人数 110人程度
ウ 業務内容 県立学校を含む教育委員会各所属の業務の請負（紙資料のデータ化、データ入力、印刷、封入封緘及び出張等）

(2) 大井分室の設置

ア 場 所 小田原支援学校大井分教室内（現大井高等学校内）
（足柄上郡大井町西大井984-1）
イ 想定人数 8人程度
ウ 業務内容 大井分教室の環境整備、近隣の県立学校等からの業務派遣依頼の請負及び県立学校からの実習生の受け入れ等

(3) 今後のスケジュール

令和7年11月～12月 チャレンジ雇用募集（令和8年4月1日採用）
令和8年1月 選考
4月 集約型オフィス及び大井分室の開設

II 神奈川県立学校の教員の業務量管理・健康確保措置実施計画（仮称）素案について

令和7年6月に改正された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「改正給特法」という。）により、学校における働き方改革の一層の推進を図るため、服務監督教育委員会に対し、文部科学大臣が定める指針に即して、業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「実施計画」という。）の策定と公表等が義務付けられた。

1 概要

実施計画は、令和7年9月に改正された「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「国指針」という。）の内容に即して定める必要がある。

＜実施計画で定める必要がある事項＞

- 業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標
 - ・ 時間外在校等時間に係る目標
 - ・ 教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標
- 業務量管理・健康確保措置の内容
 - 主に「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し
- その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項

2 本県の対応

令和7年3月に改定した「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」（以下「県指針」という。）を基本とした上で、国指針の内容に即した実施計画を定める。

(1) 名称

神奈川県立学校の教員の業務量管理・健康確保措置実施計画（仮称）

(2) 趣旨

県立学校における働き方改革の実効性を高め、取組を加速化させるため、改正給特法により各教育委員会に義務付けられた実施計画を令和8年4月施行に向けて策定する。

(3) 目標

令和7年3月に改定した県指針において設定した、市町村教育委員会と共に通の目標とする。

ア 長時間勤務の是正

- (ア) 時間外在校等時間 月45時間超の教員の割合 0 %

(参考) 令和6年度実績	県立学校		市町村立学校(政令市除く)	
	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校
	12.8%	5.3%	23.6%	39.6%

- (イ) 時間外在校等時間 年360時間超の教員の割合 0 %

(参考) 令和6年度実績	県立学校		市町村立学校(政令市除く)	
	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校
	26.8%	12.5%	48.2%	56.1%

イ ウェルビーイングの向上

- (ア) 「現在の職場を働きやすい職場」と感じている教員の割合 80%以上

(参考) 令和6年度実績	県立学校	72.3%

- (イ) 「仕事にやりがいがある」と感じている教員の割合 80%以上

(参考) 令和6年度実績	県立学校	86.0%

(4) 計画の期間

令和8年度から11年度までの4年とする。ただし、令和9年度までを「重点改革期間」に設定し、目標の早期達成を目指す。

(5) 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

国指針に新たに位置付けられた「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、本県の実情に応じて、優先的に見直す業務や適正化を図るべき業務を整理する。

ア 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

- (ア) 学校以外が担うべき業務
- (イ) 教師以外が積極的に参画すべき業務
- (ウ) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

イ 学校における措置の推進

ウ 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

(6) 関連する取組、今後のフォローアップ

取組を着実に実行するため、毎年度、計画の実施状況を公表するとともに、総合教育会議において報告する。

3 今後のスケジュール

令和8年2月 文教常任委員会に実施計画案を報告

3月 実施計画の策定・公表

III 公立中学校における部活動の地域移行について

令和5年度～令和7年度の改革推進期間において、各市町村が地域の実情に応じて学校部活動の地域移行の取組を進められるよう、令和5年10月に示した「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針」に基づき実施している、市町村への支援に係る取組状況等について報告する。

1 主な取組

(1) 県部活動地域移行連絡会などの会議の開催

- ・ 市町村や地域のスポーツ・文化芸術団体等が、部活動の地域移行に係る国の動向や県内外の先行事例等を共有する連絡会及び広域的な課題を協議する会議を開催した。
- ・ 中学校部活動に関するワーキンググループを設置し、今後の取組の方向性について関係団体から意見を聴取した。

(2) 地域クラブ活動コーディネーターの配置

- ・ 各市町村の地域移行の取組や検討状況の把握、広域連携が必要な地域の支援や、近隣市町村間の連携に係る情報共有など、市町村の体制整備を支援する地域クラブ活動コーディネーターを2名配置した。
- ・ コーディネーターが全市町村を訪問し、進捗状況の把握や各市町村の課題に応じた助言、検討会議への参加等を実施した。

(3) 広域的な指導者人材バンクの利用促進

- ・ 令和6年1月に、部活動の地域移行に伴い指導者を広域的に確保するため「かながわ地域クラブ活動指導者データベース」の運用を開始した。

また、登録希望者に対して「かながわ地域クラブ活動指導者研修講座」として体罰・ハラスメントの防止等の研修を実施した。

- ・ 令和7年11月から、同データベースをシステム化している。

また、体罰・ハラスメントの防止等の研修をオンラインで実施している。

(4) 地域クラブ活動への移行に向けた実証事業の実施

- ・ 運営団体・実施主体等の体制整備、技術指導を行う指導者を確保した。関係団体・分野との連携等について、先行的に取り組む市町村で実証事業を実施した。

- ・ 令和7年度は、横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市、秦野市、南足柄市、大磯町、山北町、開成町で実施した。

2 令和7年度における市町村の取組状況

(1) 県内市町村の進捗状況

- ア 国の実証事業を活用し取組を実施：9
- イ 自治体独自に地域移行の取組を実施：1
- ウ 外部人材を活用するなど地域と連携した取組の実施：23

(2) 取組を進めるうえでの課題

コーディネーターが市町村を訪問する中で、主に次のような課題が挙がっている。

- ・ 自治体の推進体制の整備
- ・ 受け皿となる運営主体・実施主体の体制整備
- ・ 指導者の確保及び質の保障
- ・ 活動場所の確保
- ・ 休日と平日の指導の一貫性
- ・ 持続可能な活動とするための財源の確保
- ・ 大会参加・運営等

3 国の動き

- ・ 令和7年10月30日に公表した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）骨子では、令和8年度から地域移行という名称を地域展開と改め、令和8年度からの6年間を改革実行期間とされている。
- ・ ガイドライン骨子に対するパブリック・コメントの結果を踏まえ、ガイドラインを公表する。

4 本県の対応

国のガイドラインを基に、県の方針改訂について検討を進めていく。

IV 令和6年度 神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査結果について

1 調査の概要

(1) 目的

いじめ・暴力など児童・生徒の問題行動や不登校等について、児童・生徒指導上の取組を一層充実させるとともに、児童・生徒の問題行動・不登校等の未然防止や早期発見、早期対応につなげるため、文部科学省の調査に基づき、毎年度実施している。

(2) 調査対象

県内公私立小学校、中学校、義務教育学校^{※1}、中等教育学校^{※2}、高等学校及び特別支援学校の全校

※1 義務教育学校の1学年から6学年までは「小学校」に、7学年から9学年までは「中学校」に含む。

※2 中等教育学校の前期課程は「中学校」に、後期課程は「高等学校」に含む。

(3) 調査の流れ

令和6年度の状況について、各学校が調査項目に回答し、各公立学校分は県教育委員会が、各私立学校分は福祉子どもみらい局が集計し、文部科学省に報告した。

2 公立学校の調査結果

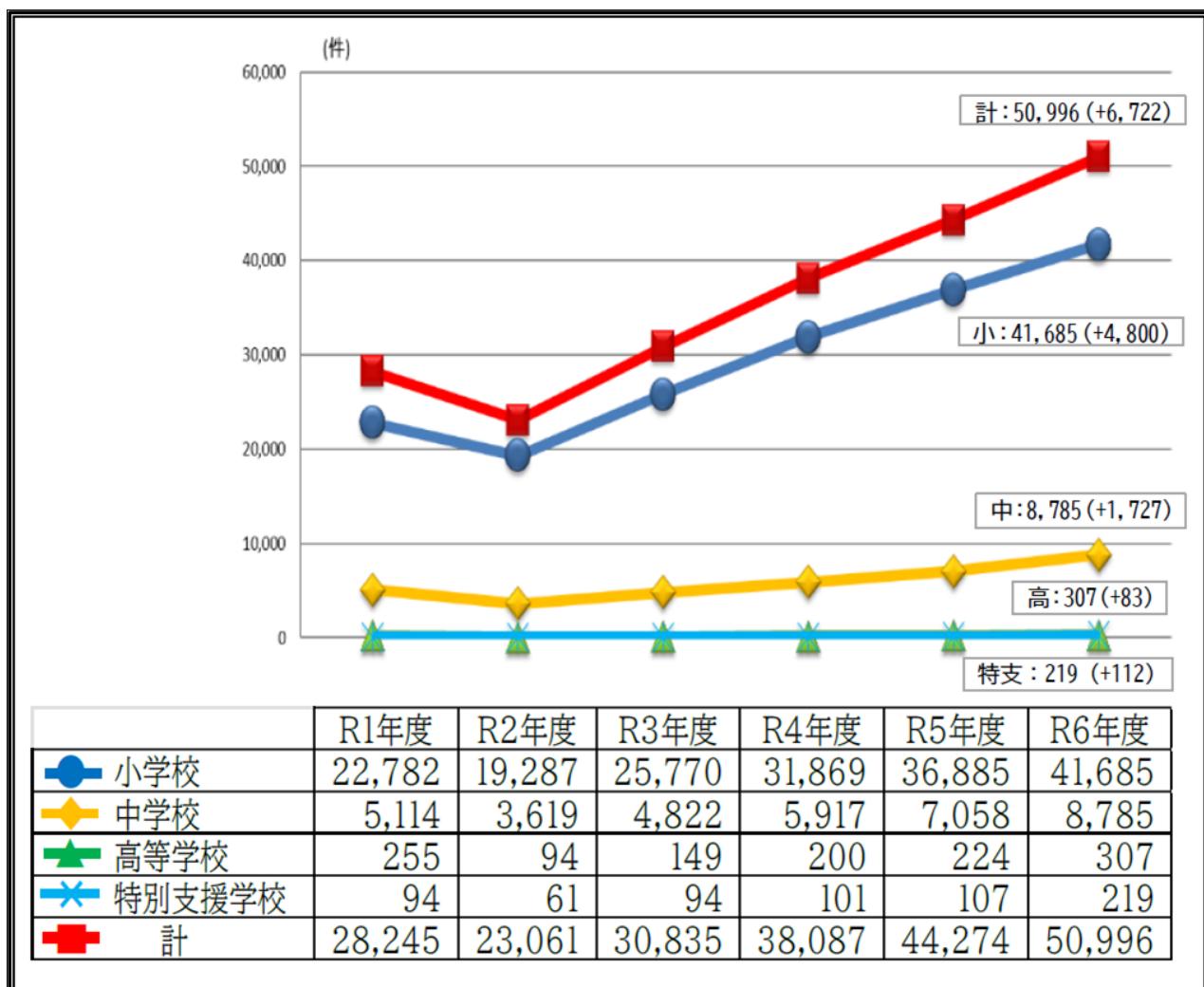
(1) いじめについて

公立小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は、前年度より6,722件増加し、50,996件だった。全ての校種において認知件数が増加した。（【図1】参照）

いじめの解消率は、令和7年3月31日（令和6年度末）時点の70.0%から、令和7年7月20日（夏季休業前）時点で90.0%となった。

いじめの認知件数の増加は、いじめを受けた側に立って積極的に認知した結果といえる。一方で、多くの児童・生徒がいじめにより心身の苦痛を感じてきたことも事実である。認知したいじめの解消に向けて取り組んでいくことが重要である。

【図1】いじめの認知件数の推移（公立小・中・高・特別支援学校）



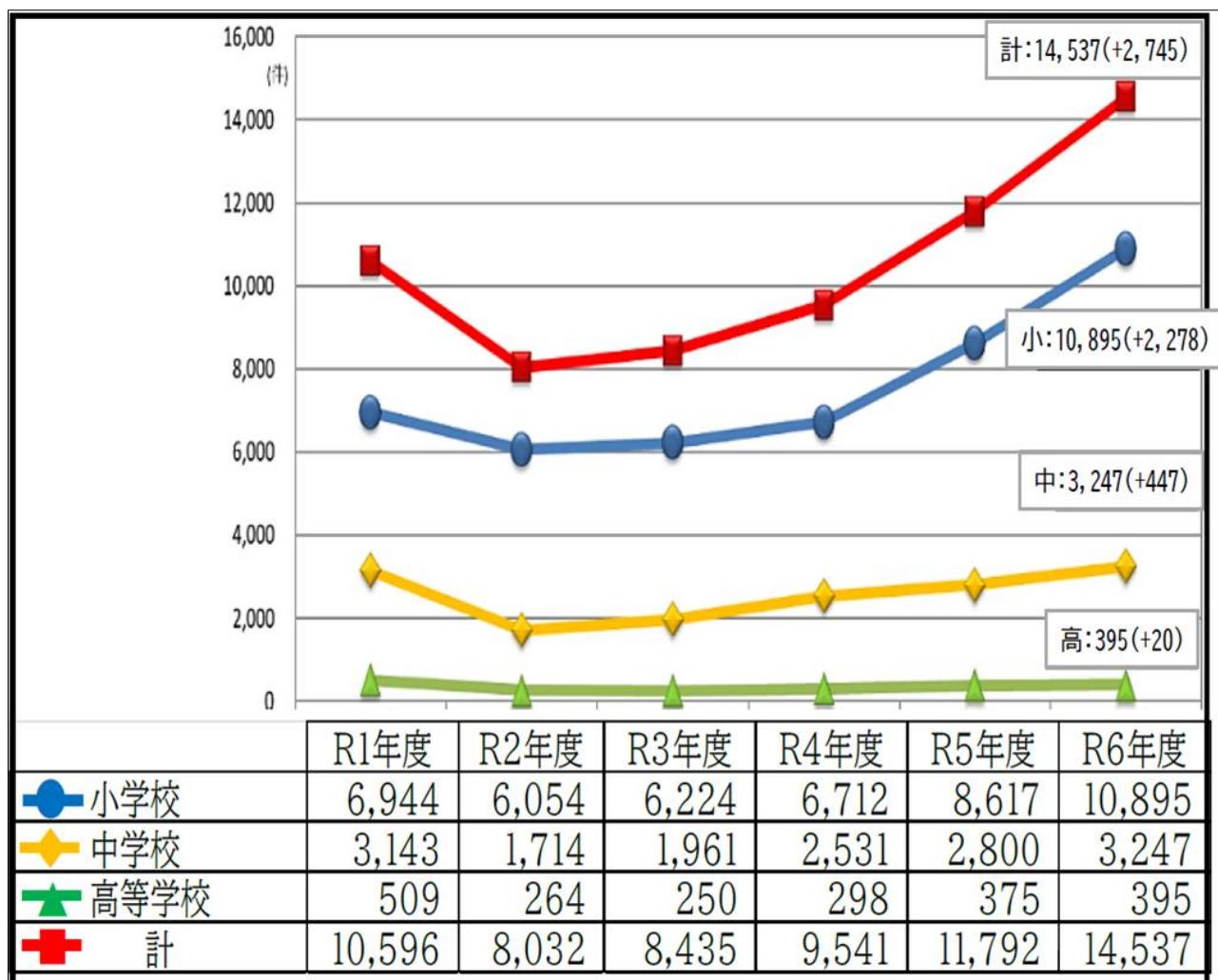
(2) 暴力行為について

公立小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は、前年度より2,745件増加し、14,537件だった。（【図2】参照）

暴力行為の発生件数の増加は、いじめの積極的な認知が、暴力行為の把握にもつながっていると考えられる。

暴力をしてしまう背景には、ストレスや葛藤などが要因であったり、家庭や生活環境などが一因となったりしている場合が考えられる。

【図2】暴力行為の発生件数の推移（公立小・中・高等学校）



(3) 長期欠席・不登校について（公立小・中学校）

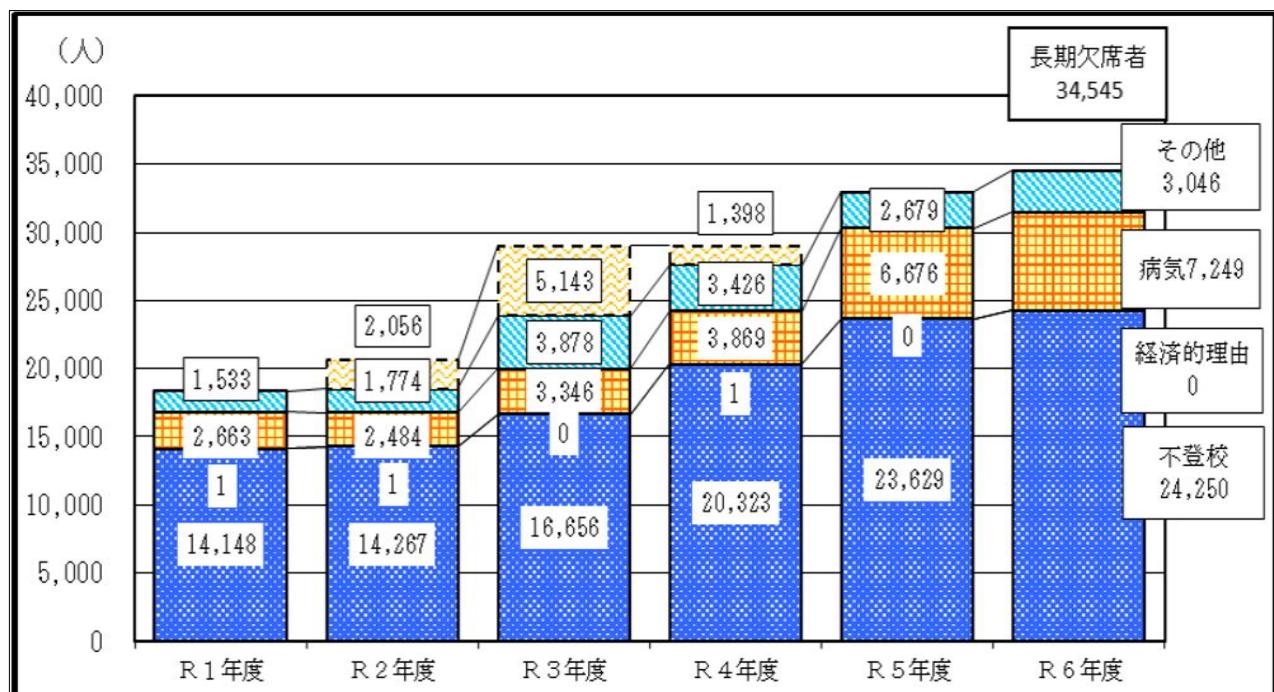
公立小・中学校における長期欠席者※数は、前年度より1,561人増加し、34,545人だった。そのうち、不登校の児童・生徒数は前年度より621人増加し、24,250人だった。（【図3】参照）

不登校の児童・生徒数の増加は、「不登校はどの児童・生徒にも起こり得ること」、「不登校を問題行動として判断してはならないこと」、「適度な休養の必要性」等の、不登校の児童・生徒への支援の在り方にに関する理解が進んでいることも背景として考えられる。

一方で、多くの児童・生徒が不登校となっており、学校が安全・安心な学びの場となるよう、今後も魅力ある学校づくりに努める必要がある。

※ 年間に30日以上欠席した児童・生徒

【図3】理由別長期欠席者数の推移（公立小・中学校）



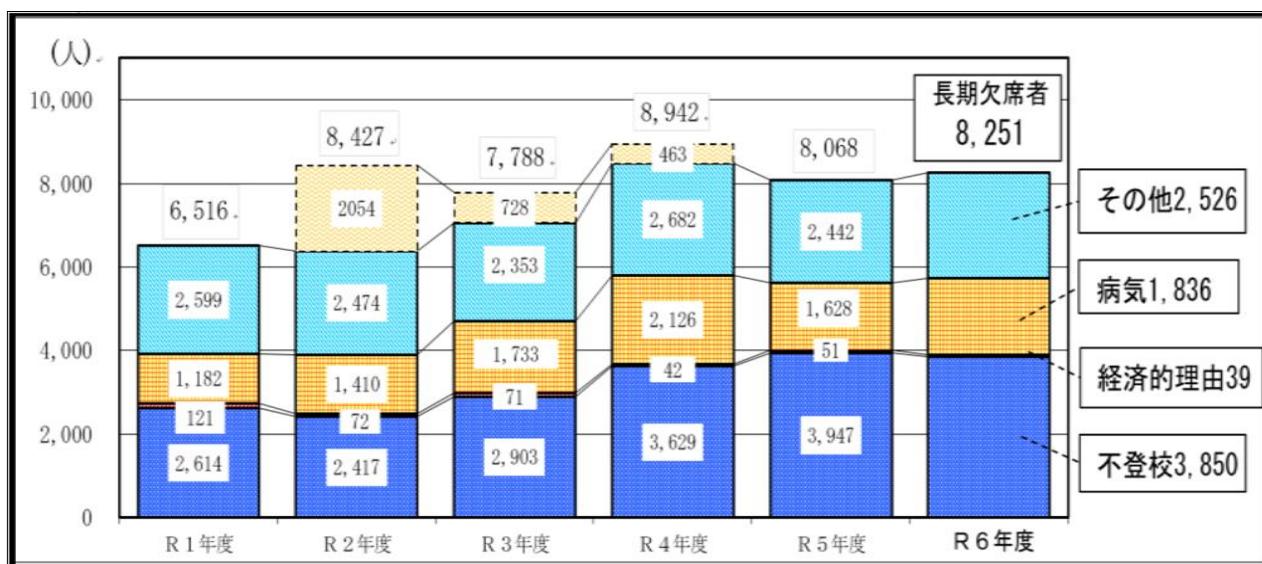
(4) 長期欠席・不登校について（公立高等学校）

公立高等学校における長期欠席者数は、前年度より183人増加し、8,251人だった。そのうち、不登校の生徒数は、前年度より97人減少し、3,850人だった。（【図4】参照）

長期欠席者・不登校の生徒の数は依然高止まりしていると捉えている。

長期欠席・不登校の未然防止や、不登校状態の解消には、生徒が抱える困難を早期に把握し、適切な支援につなげることが重要である。

【図4】理由別長期欠席者数の推移（公立高等学校全日制・定時制合計）

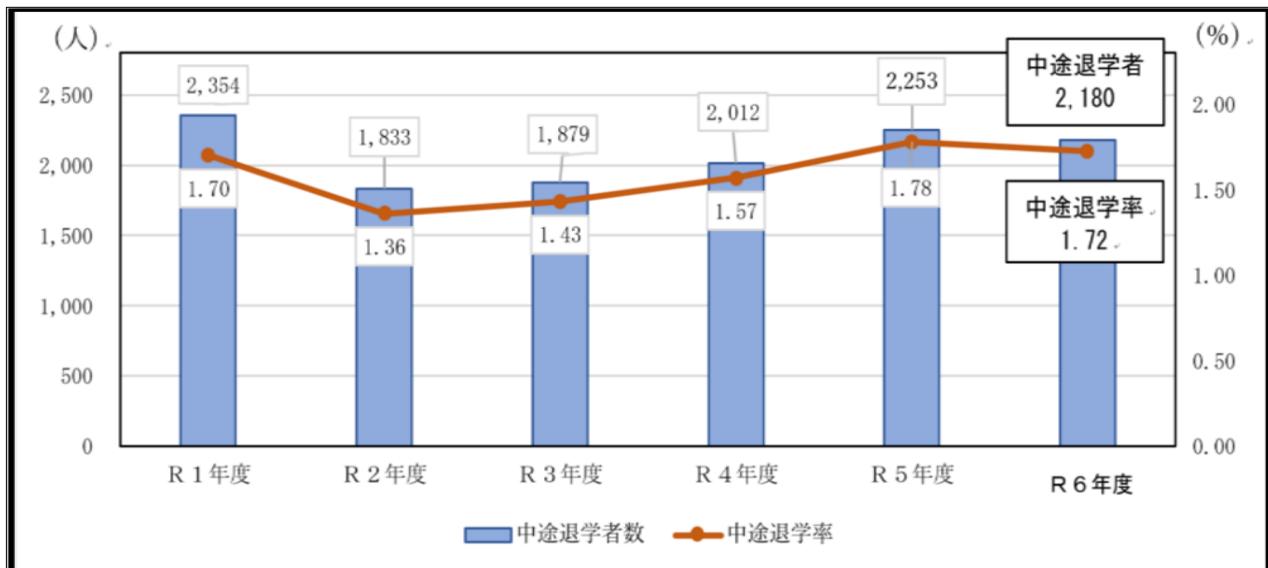


(5) 中途退学者について（公立高等学校）

公立高等学校における中途退学者数は、73人減少（全日制は17人増加、定時制は55人減少、通信制は35人減少）し、2,180人だった。全課程合計での中途退学率については減少した。（【図5】参照）

令和2年度以降中途退学者、中途退学率はともに増加・上昇していたが、定時制と通信制において減少したため、令和6年度は減少傾向に転じた。引き続き、教育相談体制等の充実を進めることが重要である。

【図5】公立高等学校における中途退学者数の推移（全課程合計）



(6) 自殺の状況について（公立小・中・高等学校）

公立小・中・高等学校における児童・生徒の自殺は、前年度より6人減少し、15人だった。

本県の公立学校において、15人の生徒の尊い命が失われたことを重く受け止めている。令和5年度から実施している「かながわ子どもサポートドック」の取組等が進んでいることも、児童・生徒の自殺が減少したことにつながっていると考える。

(7) 全国における本県の状況について（国・公・私立学校）

ア いじめ（小・中・高・特）

認知件数4番目：1,000人あたりの件数20番目

※前年度認知件数5番目：1,000人あたりの件数25番目

イ 暴力行為（小・中・高）

発生件数1番目：1,000人あたりの件数7番目

※前年度発生件数1番目：1,000人あたりの件数9番目

ウ 不登校（小・中）

児童・生徒数2番目：1,000人あたりの人数22番目

※前年度児童・生徒数2番目：1,000人あたりの人数22番目

エ 不登校（高校）

生徒数3番目：1,000人あたりの人数17番目

※前年度生徒数3番目：1,000人あたりの人数14番目

3 県教育委員会の主な取組

いじめ・暴力行為及び不登校への対策として、主に次の事業等のより一層の推進を図る。

(1) 未然防止の取組

「魅力ある学校づくり」

一人ひとりの児童・生徒の声を大切にし、落ち着いて過ごせる「居場所づくり」や、主体的な活動を通じて、豊かな人間関係につなげる「絆づくり」など、「魅力ある学校づくり」を進める。

(2) 早期発見・早期対応の取組

「かながわ子どもサポートドック」

児童・生徒が抱える課題や困難をいち早くキャッチし、すべての児童・生徒にとって、安全・安心な生活を送ることができるよう、「かながわ子どもサポートドック」の取組実績等を、市町村教育委員会や各学校と共有し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携した教育相談体制の強化を図る。

(3) 継続的な支援の取組

「多様な居場所との連携」

教育支援センターやフリースクール等との連携により、学校内外において、不登校の児童・生徒が安心して過ごせる居場所を充実するなど、学習支援や教育相談の取組を推進する。